

序章 計画の前提

1. 都市計画マスタープランとは

(1) 目的と役割

都市計画マスタープランは、都市づくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、個別具体の都市計画の指針として地区別の将来像をより具体的に明示し、地域における都市づくりの課題とこれに対応した整備の方針を明らかにした都市計画に関する最も基本的な計画です。

これを行政と市民が共有し、具体的なまちづくりとして実現していくものです。

今回改訂した第3次豊川市都市計画マスタープラン（令和7年度改訂版）（以下「本計画」という。）は、第7次豊川市総合計画や愛知県が策定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」を踏まえて、豊川市（以下「本市」という。）の都市の将来像や土地利用を明らかにするとともに、地域ごとのまちづくりの方針を定めることにより、本市における都市計画の総合的な指針としての役割を果たすものです。

(2) 根拠法令

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、行政が実施する個別都市計画の決定、具体的な規制誘導や都市計画事業の指針となるものです。

(3) 位置づけ

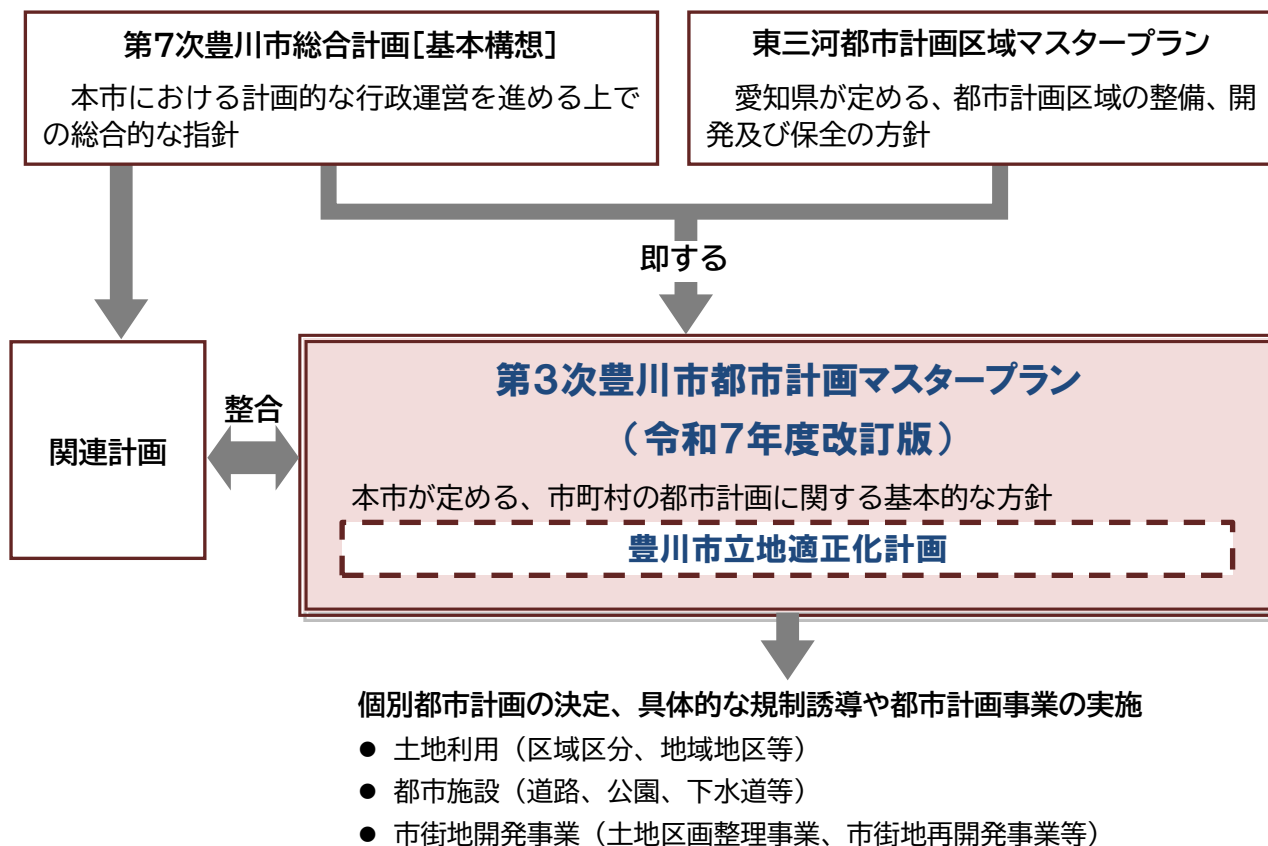
本計画の上位計画としては、第7次豊川市総合計画や愛知県が策定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」などがあります。

本計画は、これらの上位計画に即し、将来のまちづくりの方針を明らかにするもので、令和12年度の目標年次に対応した「全体構想」と「地域別構想」により構成します。

全体構想は、都市全体の将来ビジョンや土地利用及び都市施設のあり方などを示すものです。地域別構想は、地域ごとの市街地像やまちづくりの考え方、整備の内容、方策などを示すものです。そして、土地利用、道路・公園などの都市施設の配置、市街地の整備・改善といった個別の都市計画に関する事項については、本計画に基づいて、具体的なまちづくりを展開していくこととなります。

また、本計画に掲げた都市づくりの目標や将来都市構造を具体化するための居住や都市機能の誘導にあたっては、本計画の一部となる豊川市立地適正化計画により、具体的な取組方針を明らかにします。本市における今後の課題への対応を踏まえて、都市づくりの方向性を整理し、基本理念や将来都市像をもとに本市の都市づくりの目標を導き出します。

図 本計画の位置づけ



2. 上位計画の概要

(1) 第7次豊川市総合計画

① 基本構想

【まちの未来像】 光・緑・人 輝くとよかわ

光

「光」は、生命（いのち）を育み、うるおいをもたらす川や海と、平和で豊かな未来へ向かう、限りない希望を表しています。

緑

「緑」は、恵みをもたらす山や田園と、豊かで美しい、住みよさいふるさとを表しています。

人

「人」は、先人に築かれた深い歴史と、心豊かでやさしさに満ちた市民の姿を表しています。

輝くとよかわ

恵まれた自然と歴史、これまでに築かれた豊かさと住みよさを大切にしなが、市民が希望に向かって暮らし続ける「輝くとよかわ」をめざします。

【まちづくりの基本方針】

まちの未来像を実現するため、少子高齢化の進行や人口減少への的確な対応として、行政分野を横断してあらゆる施策の基礎となる基本方針を設定し、まちづくりを総合的に進めます。

基本方針1 人口動態の改善に向けた取組を進めます

市民の暮らしやすさを支える生活基盤や行政サービスを維持していくためには、人口減少の進行を抑制し、自治体としての人口規模を保つための取組が重要です。

多くの人に住み続けたい、住んでみたいと思われるような定住・移住促進の取組（人口の社会増）に加え、子どもを生み育てやすい環境づくりによる出生数の増加（人口の自然増）など、人口動態の改善に向けた取組を進めることで、すべての市民が安心して暮らし続けられるようなまちづくりに取り組みます。

基本方針2 シティプロモーションを進めます

多くの人に住んでもらい、訪れてもらうためには、まちの魅力を伝えたり、まちの魅力そのものを発見し、高めたりするような取組が重要です。

魅力ある地域資源のみならず、あらゆる行政分野の施策に関する魅力発信や、市との接点を持ち続けてもらう関係人口の創出、本市のブランドとなる地域資源の発掘、磨き上げなどについて、市民とともにオール豊川で取り組むシティプロモーションを進めることで、市内外の人に本市への愛着を感じてもらえるよう取り組みます。

基本方針3 多様な主体との協働・連携を進めます

いっそう多様化する市民ニーズや社会課題に対応するためには、行政だけではない多様な主体の発想や経験、活力を生かせるような関係づくりが重要です。

市民や町内会、市民活動団体などと手を取り合ったり、企業や大学などの協力を得たりする協働・連携を進めることで、力強さと創造性に富んだまちづくりに取り組みます。

基本方針4 持続可能なまちづくりを進めます

人口減少が進む中でも、市民が安全・安心に暮らせる持続可能なまちづくりを進めるためには、激しく変化する社会動向をとらえた新しい事業の立案や既存事業の見直しなどによる、バランスのとれた取組が重要です。

温室効果ガスの排出削減と経済成長の両立をめざすグリーン転換フォーメーション（GX）の推進や、心身だけでなく社会的にも満たされた状態であるウェルビーイング（地域幸福度）を踏まえた暮らしやすさの向上などにより、持続可能な地域づくりに取り組みます。また、行政運営に経営的な視点を加えた行政経営改革や、行政経営において施設とその環境を総合的に企画・管理・活用するファシリティマネジメント（FM）、情報通信技術（ICT）により市民生活をよりよい方向に変化させるデジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進により、行政運営の効率化と行政サービスの安定化に取り組みます。

②基本計画 【総人口の目標】

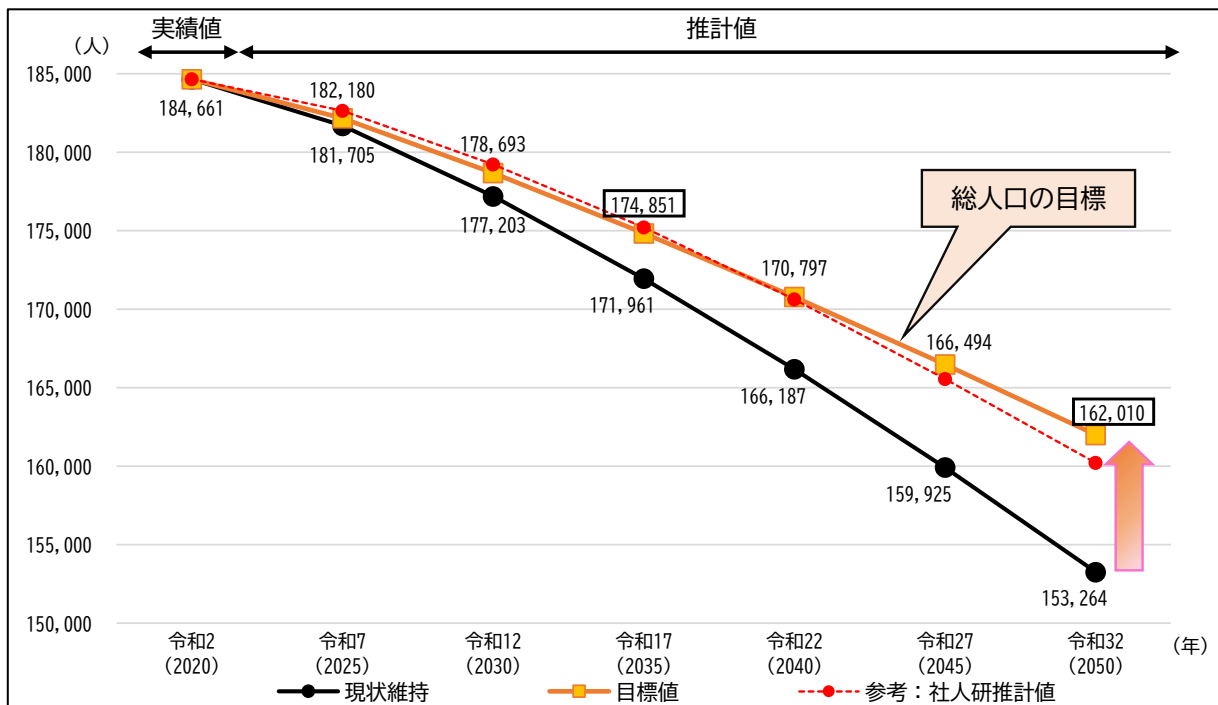
少子高齢化と人口減少の進行は、働き手の減少を生じさせ、経済の縮小、一人当たりの国民所得の低下、社会保障費などの増大による働き手一人当たりの負担増加などにつながる事が懸念されます。また、消費市場の縮小により地域経済を衰退させ、日常の買い物や医療などの生活サービスの低下を引き起こし、それによって都市部への人口流出を加速させるなど、人々の暮らしに大きな影響を与える可能性が危惧されています。

本市においても、人口減少の進行を緩やかなものとする必要があることから、その方向性を明らかにするため、将来に向けた総人口の目標設定を行うこととします。

目標の設定

令和5年に国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）が公表した推計は下図のとおりですが、本市における直近の状況を踏まえた独自の推計では、令和5年に1.26であった合計特殊出生率が持続した場合であっても、令和32年の総人口は15万3千人程度となる見込みであり、社人研の推計からさらに7千人程度落ち込む見通しとなっています。

基本計画では、人口減少の進行をできる限り抑制し、市民の生活を支える環境や地域の経済活動を維持していくため、基本構想に基づく施策の総合的な推進により、人口の流入促進と流出抑制による社会動態の安定化と、合計特殊出生率の上昇による自然動態の改善に取り組むことで、目標年次である令和17年の総人口17万5千人程度をめざすこととします。これにより、将来的には、令和32年における総人口16万2千人程度を維持することをめざします。



※実績値は、国勢調査の数値

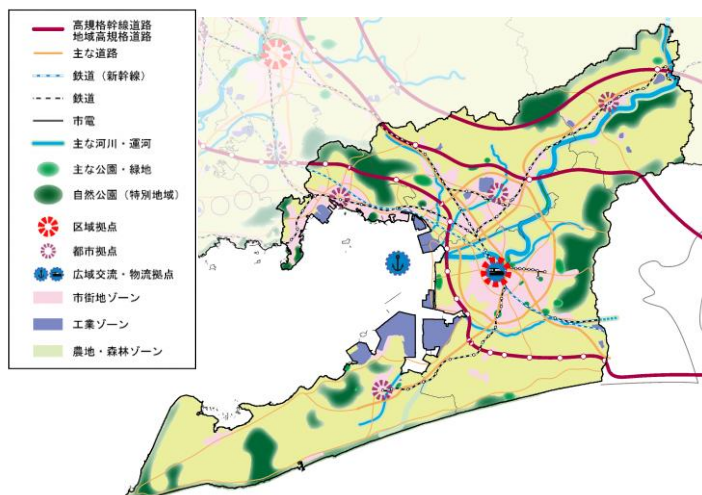
(2)東三河都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(平成31年3月)

【都市づくりの基本理念】

自然や歴史を活かし、多様な産業が生まれ、 豊かな暮らしを実感できる都市づくり

「元気」豊かな自然や歴史を活かし、三河港臨海部を中心に集積した工業、県内で最も盛んな農業、レクリエーション・温泉などの観光資源など、多様な産業が育まれる都市づくりを進めます。

「暮らしやすさ」まちなかから郊外の暮らしに至るまで、都市機能や生活利便性、地域のコミュニティを維持しながら、豊かな暮らしを実感できる都市づくりを進めます。



【都市づくりの目標】

①暮らしやすさを支える集約型都市構造への転換に向けた主な目標

- 主要な鉄道(軌道)駅周辺などの中心市街地や生活拠点となる地区を拠点として都市機能の集積やまちなか居住を誘導し、活力あるまちなかの形成を目指します。
- 都市機能が集積した拠点及びその周辺や公共交通沿線の市街地には多様な世代の居住を誘導し、地域のコミュニティが維持された市街地の形成を目指します。

②リニア新時代に向けた地域特性を最大限活かした対流の促進に向けた主な目標

- 豊川稲荷をはじめとする歴史・文化資源、ラグーナ蒲郡地区をはじめとするレクリエーション資源や豊かな自然環境などの多様な地域資源を活かした地域づくりを進め、様々な対流を促進し、にぎわいの創出を目指します。
- リニア開業による首都圏との時間短縮効果を全県的に波及させるため、県内都市間、都市内における交通基盤の整備を進め、質の高い交通環境の形成を目指します。

③力強い愛知を支えるさらなる産業集積の推進に向けた主な目標

- 自動車産業をはじめとする既存産業の高度化や次世代産業の創出、新たな産業立地の推進を図るため、既存工業地周辺や広域交通の利便性が高い地域、物流の効率化が図られる地域に新たな産業用地の確保を目指します。
- 経済活動の効率性の向上や生産力の拡大を図るため、広域幹線道路網の充実や空港、港湾、高速道路インターチェンジ、産業集積地などへのアクセス道路の整備を推進します。

④大規模自然災害等に備えた安全安心な暮らしの確保に向けた主な目標

- 災害危険性が高い地区では、災害リスクや警戒避難体制の状況、災害を防止・軽減する施設の整備状況などを総合的に勘察しながら、土地利用の適正な規制と誘導を図るとともに、道路、橋梁、河川などの都市基盤施設の整備や耐震化を推進し、市街地の災害の防止または軽減を目指します。

⑤自然環境や地球温暖化に配慮した環境負荷の小さな都市づくりの推進に向けた主な目標

- 中央部や南部の農地、北部から東部、渥美半島南部の樹林地などの緑地では、無秩序な開発を抑制するなど、適正な土地利用の規制・誘導を図り、豊かな自然環境を保全します。

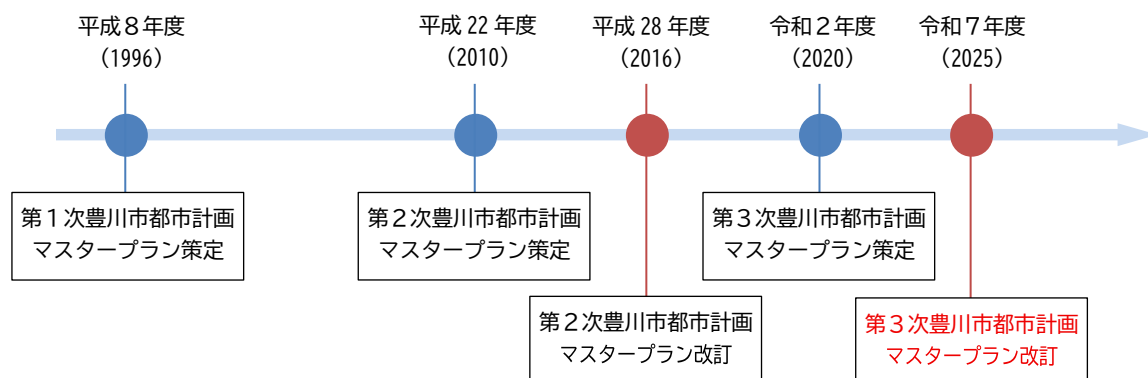
3. 中間見直し(改訂)の背景

本市では、令和2年度に第3次豊川市都市計画マスタープラン（目標年次：令和12年度）を策定し、都市計画の総合的な指針として、これまで様々なまちづくりを展開してきました。

このような中、令和7年度には、第3次豊川市都市計画マスタープランの策定から5年が経過し、本市の最上位計画となる「第6次豊川市総合計画」の計画期間の終了に伴い策定される「第7次豊川市総合計画」や関連計画と連携・整合を図るとともに、第3次豊川市都市計画マスタープラン策定後の社会情勢の変化や現況分析結果等に対応するため、中間見直しとして改訂を行いました。

4. 本市における都市計画マスタープランの策定の変遷

令和2年度に第3次豊川市都市計画マスタープランを策定し、中間年次となる令和7年度に改訂を行いました。



5. 計画の目標年次

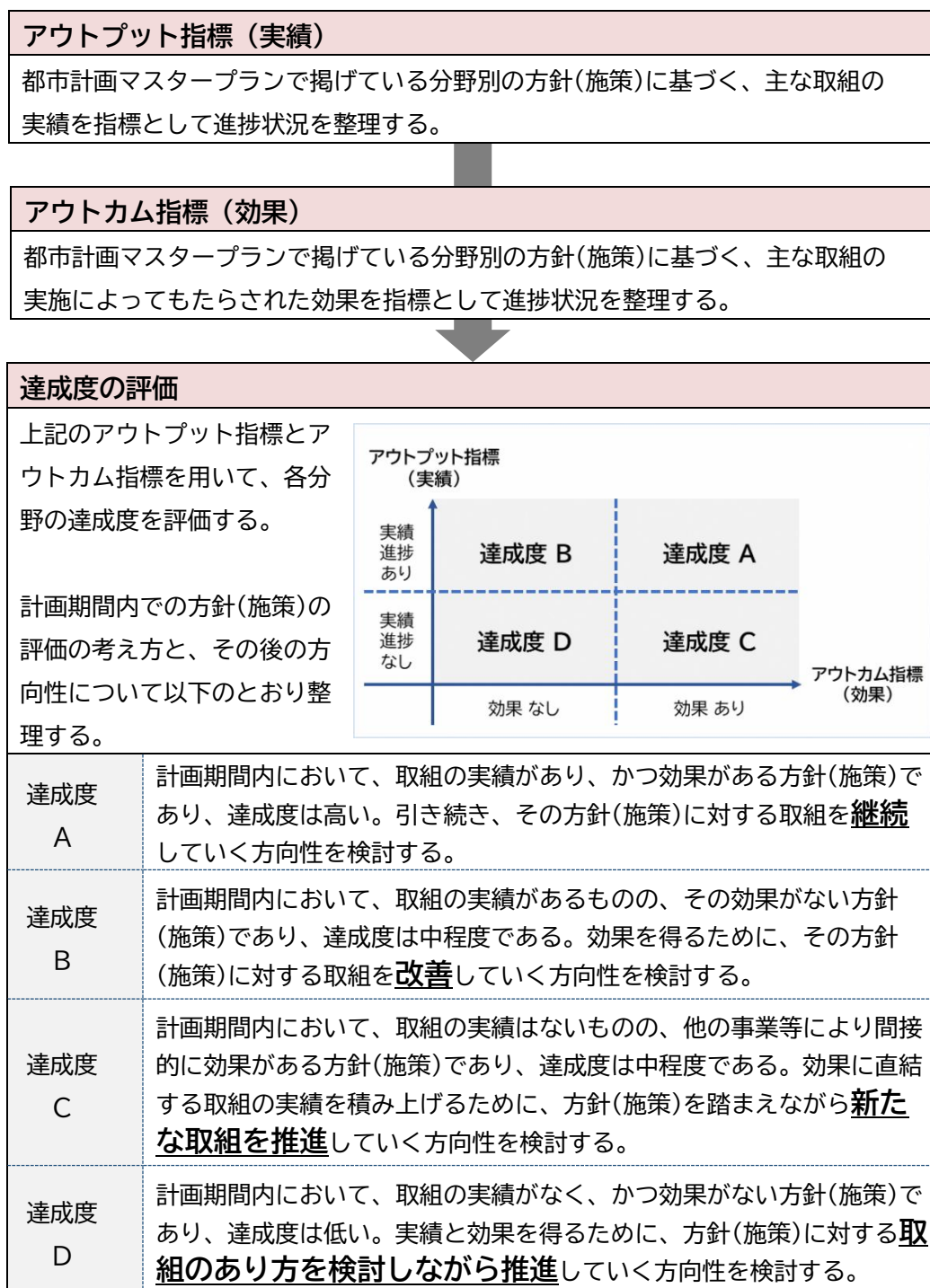
令和12年度

本計画は、概ね20年後の都市の姿（将来都市像及び都市づくりの目標）を展望しつつ、10年後の令和12年度（2030年度）を目標年次として、人口及び市街地の将来見通しや将来都市構造を定めるとともに、土地利用や都市施設整備などに関わる都市づくりの方針を定めます。

6. 第3次豊川市都市計画マスタープランの進捗状況と中間評価

第3次豊川市都市計画マスタープランで掲げた分野別の方針(施策)について、中間年次を迎えるにあたり令和6年度における進捗状況や効果を確認し、中間評価を行いました。

(1) 評価方法



(2)達成度評価の結果

達成度評価にあたり、現行計画で掲げた分野別の方針（施策）を項目ごとにまとめると 39 件あり、そのうち効果がみられる方針(施策)が 31 件（達成度 A：79.5%）であり、取組を継続していく必要があります。

一方で、事業実績があるものの効果がみられない方針(施策)であり、改善が必要な取組は 3 件（達成度 B：7.7%）でした。また、事業などの実績がなく、かつ効果がみられない方針(施策)であり、達成度が低い取組は 1 件（達成度 D：2.5%）でした。実績と効果を得るために、方針（施策）に対する取組のあり方を検討しながら推進していく必要があります。

分野別の方針	総数(件)	A	B	C	D	達成度A割合(%)
(1)-1市街化区域の土地利用の方針	3	3	0	0	0	100.0%
(1)-2市街化調整区域の土地利用の方針	4	4	0	0	0	100.0%
(2)-1道路	4	3	0	1	0	75.0%
(2)-2公共交通	2	2	0	0	0	100.0%
(2)-3公園・緑地	4	2	1	1	0	50.0%
(2)-4河川・下水道・水道	3	2	0	1	0	66.7%
(2)-5その他都市施設	2	2	0	0	0	100.0%
(3)市街地整備の方針	4	4	0	0	0	100.0%
(4)自然環境などの保全及び景観形成の方針	6	5	0	1	0	83.3%
(5)都市防災などの方針	7	4	2	0	1	57.1%
合計（件数／割合）	39	31	3	4	1	79.5%
	100%	79.5%	7.7%	10.3%	2.5%	

7. 市民アンケート調査

(1) 調査の目的

本調査は、市民の意向を反映した都市計画マスタープラン策定に向けて、お住まいの地域の現状や今後のまちづくりで重視すべきことなど、広く市民の考えや意見を把握することを目的として行ったものです。

(2) 調査の概要

- ・ 調査地域：豊川市全域
- ・ 調査対象：豊川市に在住する 18 歳以上の男女
- ・ 配布数：2,000 通
- ・ 抽出方法：無作為抽出
- ・ 調査方法：郵送配布－郵送回収
- ・ 調査期間：令和元年 7 月 12 日～令和元年 7 月 31 日

(3) 回収状況

- ・ 配布数：2,000 通
- ・ 回収数：1,075 通
- ・ 回収率：53.8%

(4) 標本誤差

- ・ 本調査では、1,075 人から回答を得ていますが、これがどの程度の精度を持った回答結果であるかを示す指標として「標本誤差」があります。
- ・ 本調査における標本誤差の範囲は、信頼度 95%とした場合、次表のように算出されます。基準値からの比較などには、次表を加味してご覧ください。

表 標本誤差の早見表（信頼度 95%）

回答数	回答比率				
	10%または 90%	20%または 80%	30%または 70%	40%または 60%	50%
1,075	±1.4%	±1.9	±2.2%	±2.3%	±2.4%

- ・ この表は、例えば「回答比率が 60%であった場合、この回答比率の誤差の範囲は±2.3%以内（57.7%～62.3%）である」とみることができます。

(5) 回答結果

- ・ 回答結果については、巻末の資料編をご覧ください。

